

掛川市条例第32号

掛川市南体育館条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市南体育館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、掛川市南体育館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興を図るとともに、市民の健康及び体力を増進させるため、掛川市南体育館（以下「体育館」という。）を掛川市大淵14234番地の1に設置する。

(開館時間等)

第3条 体育館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(体育館の管理)

第4条 体育館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が行う体育館の管理の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

(使用の許可)

第5条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体育館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 体育館の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、体育館の使用を不相当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の収支均衡を図ることができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、体育館の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第11条の規定の例により行うことができる。
- 3 第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第8条関係）

1 施設利用料金

(1) アリーナ

(単位：円)

区分		使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
		全面	一般				
入場料を徴収しない場合	全面	一般		3,690	3,690	2,460	3,690
		高校生以下		1,840	1,840	1,230	1,840
	3分の2面	一般		2,460	2,460	1,640	2,460
		高校生以下		1,230	1,230	820	1,230
	半面	一般		1,840	1,840	1,230	1,840
		高校生以下		920	920	610	920
	3分の1面	一般		1,230	1,230	820	1,230
		高校生以下		610	610	410	610
入場料を徴収する場合	2,000未満			11,070	11,070	7,380	11,070
	2,000以上3,000未満			12,910	12,910	8,610	12,910
	3,000以上4,000未満			14,760	14,760	9,840	14,760
	4,000以上			18,450	18,450	12,300	18,450

(2) 体力測定室

(単位：円)

区分		使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
		全面	一般				
全面	一般		920	920	610	920	
	高校生以下		460	460	300	460	
半面	一般		460	460	300	460	
	高校生以下		230	230	150	230	

(3) 研修室・会議室・相談室・談話室

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
研修室	全面	1 時間 610
	片面	1 時間 300
会議室・相談室・談話室	1 時間	300

(4) トレーニング室

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
大人（高校生以上）	1 回	410
小人（中学生）	1 回	200

備考 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額（トレーニング室を除く。）は、入場料の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 照明設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面全点灯	1 時間 1,080
	全面3分の2点灯	1 時間 720
	片面全点灯	1 時間 540
	3分の1面全点灯	1 時間 360
体力測定室	全面点灯	1 時間 250
	片面点灯	1 時間 120

3 冷暖房・空調設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
体力測定室	1 時間	510
研修室	1 時間	200
会議室	1 時間	100
相談室	1 時間	100
談話室	1 時間	100

4 備品利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示器	1 式	200
バスケットボール用具	1 コート	200
フットサル用具	1 コート	200
ハンドボール用具	1 コート	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

5 その他利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
放送設備	1 式	1,020
託児（生後6月から就学前までの幼児）	1 人	300